

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月18日（平成27年（行情）諮問第140号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行情）答申第170号）

事件名：「南西事態対処の練度評価に関する「訓練参考資料（戦闘支援部隊等）」の試行について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「南西事態対処の練度評価に関する「訓練参考資料（戦闘支援部隊等）」の試行について（通達）（教訓計定第452号）（陸幕教訓計第77号。25.11.29）（通達本文のかがみ，別冊第1の表紙及び目次並びに別冊第2の表紙及び目次を除く）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成26年12月4日付け防官文第17786号により，防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに，当該形式による複写の交付を求める。

諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠ぺいを行っている事実は，平成22年度（行情）答申第75号及び平成25年度（行情）答申第233号から明らかであり，この点については，情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において直接確認することを求める。

(2) 本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば，その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり，これについても組織共有文書に該当するので，その特定を求める。実際，諮問庁は，過去の開示決定において，Word等で作成された，履歴情報を含む電磁的記録を開示したことがある。

この点については，審査会において直接確認することを求める。

(3) 複写の交付について，本件対象文書の全ての内容が複写されたもので

あるかの確認を求める。

- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

この点については、審査会において直接確認することを求める。

- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は「陸幕教訓計第77号（H25.11.29）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年6月27日付け防官文第9442号により、特定した行政文書のうち、通達本文のかがみ、別冊第1の表紙及び目次並びに別冊第2の表紙及び目次について開示決定を行った後、同年12月4日付け防官文第17786号により、残余の部分（本件対象文書）について、法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙のとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うと共に、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、履歴情報の特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写に

は欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても、開示・不開示の判断を改めて求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施の申し出がなされていないことから、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち、一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年3月18日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年4月9日 審議
- ④同月21日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤平成28年6月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上幕僚監部において作成された、南西地域の要対処事態に関する訓練参考資料を作成するための試行に係る資料であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、陸上自衛隊の行動及び運用、指揮系統・通信システム並びに組織及び編成に関する情報が記載されている。

当該不開示部分は、これを公にすると、陸上自衛隊の能力、運用及び指揮統制の要領、通信の手法及び内容並びにその態勢が推察され、悪意を有

する相手方において対抗措置を講ずることを容易にするなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分		不開示とした理由
別冊 第 1	南西－１ないし１０ のそれぞれ一部	陸上自衛隊の行動及び運用に関する情報であり，これを公にすることにより，陸上自衛隊の能力及び運用要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
別冊 第 2	南西（共）－１ないし３０ 南西（施）－１ないし４０ 南西（通）－１ないし１４ 南西（化）－１ないし２１ 南西（武）－１ないし１３ 南西（需）－１ないし２１ 南西（輸）－１ないし９ 南西（衛）－１ないし９ のそれぞれ一部	
別冊 第 2	南西（通）－４ないし１４ のそれぞれ一部	陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり，これを公にすることにより，陸上自衛隊の指揮・統制要領，手法及び内容が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
別冊 第 2	南西（施）－１１ないし１３及び １５ないし１７ 南西（武）－３ないし７，１２， 及び１３ 南西（衛）－１ のそれぞれ一部	陸上自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，陸上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。